

<http://www>

# 龍昌寺報

平成31年1月25日  
第1巻 第1号

曹洞宗龍昌寺  
龍昌寺護持会  
社会福祉法人三心会

[郵便番号] 028-1333

岩手県下閉伊郡山田町後楽町4-5

[電話] 0193-82-3137(社福・三心会)

[電話] 0193-82-3089

[FAX] 0193-82-4099

## こころの点心

この号の内容

- 1 こころの点心
- 2 役員研修会
- 3 護持会会則
- 4 永代供養墓

### 三つの呪文

お寺は仏教、神社は神道、この二つの宗教を、ちゃんと受け入れている民族は大変珍しいそうです。

私たち日本人は、このことを源にて、日常生活を健康で、安らかに送ることができるようにと、三つの呪文を唱えてきたのです。それは、

「ばちがあたる」「もったいない」「ありがたい」の言葉です。

「ばちがあたる」というのは、目に見えない力にたいして畏敬の念を持つ謙虚な心で、道教の流れをくむ日本の神道の教えです。

「もったいない」は、慎ましい節約の生活を教えた儒教の教えです。

「有り難い」は、まさに仏教そのものです。

「ばちがあたる」「もったいない」「ありがたい」

龍昌寺ホームページ  
を是非御覧下さい。

<http://ryushotemple.sakura.ne.jp>

社会福祉法人三心会

山田町第1保育所ブログ

[daiichi3137.blog.fc2.com](http://daiichi3137.blog.fc2.com)

豊間根保育園ブログ

[wncpn538.blog.fc2.com](http://wncpn538.blog.fc2.com)

織笠保育園ブログ

[ori3219.blog.fc2.com](http://ori3219.blog.fc2.com)



この三つの言葉は、私たち日本人の祖先が守りつづけ、語りついで私たちに遺したすばらしい呪文と言えましょう。「私は無宗教だ」という人も、日常で使っています。説明しなくても、子どもにだってちゃんとわかります。

これほど分かりやすく、それぞれの宗教の教えをズバリ言っているのですから、私たちは、もっと活用しようではありませんか。

難しい理屈は入りません。日々の生活の中で、「ばちが当たる」「もったいない」「ありがたい」と呪文のように唱えることによって、身も心も、そして暮らしにも調和がとれてくること間違いありません。

この三つの呪文で、今年一年、健やかに過ごして下さい。

(龍昌寺法話集「こころの点心」より抜粋)



## 役員研修会

平成30年度當寺護持会役員研修会が下記の日程で開催されました。

### 記

日 時：平成30年11月24日（土）午前9時より午後1時30分まで

研修内容：龍昌寺の関係寺院拝登研修（参加役員数19名）

- 拝登研修寺院：①大槌町吉里吉里・吉祥寺様～御開山様が同じであります。本寺7世一機文朔大和尚様  
寛永8年（1613）龍昌寺を開山されている。
- ②宮古市津軽石・瑞雲寺様～龍昌寺の御本寺様です。御本寺第7世一機文朔大和尚様が  
當寺の御開山様です。
- ③山田町豊間根・宝珠院様～宝珠院さまより當寺8世覺応唯全大和尚様（1777年宝珠院  
様より、1780年示寂）當寺9世潭底潜龍大和尚様（1780年宝珠院様より、1813年示  
寂）當寺兼務住職を務められた方については、次号「龍昌寺報」に掲載します。

## 龍昌寺護持会会則

### 第1条（名称）

本会は、龍昌寺護持会という。

### 第2条（事務所）

本会の事務所は、岩手県下閉伊郡山田町後楽町4-5龍昌寺におく。

### 第3条（目的）

本会は宗門の興隆、寺院の護持を図ることを目的とする。

### 第4条（行持及び事業）

本会は、前条の目的を達成するため、龍昌寺の行持に協力し、必要な事業及び施設の管理運営を行う。

### 第5条（組織）

本会は、龍昌寺住職及び檀信徒を以って組織する。

### 第6条（役員）

会 長	1名
副 会 長	2名
理 事	16名以内
評 議 員	30名以内
会計監査役	2名

- 2 理事及び会計監査役は総会において選出する。
- 3 会長及び副会長は理事の中から、理事会において互選し、総会において承認する。
- 4 会長は、この会を代表し、会務を統理するとともに会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 6 評議員は、理事会において檀信徒の中から選出する。
- 7 会計監査役は、護持会会計及び特別会計の監査をし、総会において会計監査報告を行う。

#### 第7条（任期）

役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補佐役員任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第8条（会議）

本会の会議は、総会、理事会及び評議員会とする。

2 総会は定例（年1回）とし、年度初め4月より6月末までに開催し、必要に応じて臨時に開くことができる。

3 理事会、評議員会は必要の都度、会長がこれを招集する。

4 総会は、会長、副会長、理事、評議員、会計監査役を以って構成し予算の決議、決算の承認その他重要事項の決定に当たる。

5 理事会は、会長、副会長、理事を以って構成し本会の運営、事業計画、予算、決算の策定に当たる。

6 評議員会は、評議員を以って構成し、担当地区の意見集約及び連絡調整に当たる。

#### 第9条（事務局）

本会に事務局をおき、次の役職員をおく。

事務局長1名・次長2名・事務局員若干名・会計1名

2 事務局は、会長が委嘱する。

#### 第10条（顧問）

本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が理事会の議を経て会長が委嘱する。

#### 第11条（経費）

本会の経費は会費及び篤志寄付金並びにその他の収入をもって之に充てる。

**第12条（会費）**

本会の会費、一檀信徒当たり年額5,000円とし、年1回之を徴収する。

**第13条（会計年度）**

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

**第14条（会計等の会員への報告）**

予算書、決算書等重要事項は、当寺内に掲示するとともに、会員に配布し周知報告する。

**第15条（会則の変更）**

この会則を変更しようとするときは、総会の出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

**第16条（補足）**

本会の運営及び必要な事業については、別に定める細則によって之を行うものとする。

**付 則**

- 1 この会則は昭和56年6月19日より施行する。
- 2 この会則は平成15年12月14日改正。
- 3 この会則は平成16年4月1日より施行する。

以 上

## ご案内

# 永代供養墓

## 希望者募集について

現今の社会状況は核家族化、少子化、生活様式の変化などから、ご自分達のお墓をどうするかという問題に悩まれている方が増えてきています。

お墓参りできない人に代わって、あるいはお墓参りしてくれる人がいなくても、代わりにお寺が責任持って永代にわたって供養と管理をしてもらえるお墓です。

「永代供養墓」は、ご自身がお元気なうちに当寺（龍昌寺）と契約を結び、当寺（龍昌寺）が責任を持って墓所に眠られる御霊の祭祀を、永遠に執り行うことを約束させて頂くものです。

### 永代供養墓契約の条件

- (1) 当寺（龍昌寺）の檀信徒の方で、後継者がなくお墓を守っていくことが出来ない方。
- (2) 当寺（龍昌寺）の檀信徒以外の方（菩提寺のない方）で、後継者がなく、お墓をつくる予定のない方。
- (3) その他諸般の事情により、お墓を求める予定のない方。

以上の事由により、境内墓地内に「永代墓」を建立し安置します。まもなく「永代墓」建立の工事が始まります。詳細については、龍昌寺にお問い合わせください。

龍昌寺住職 清水 誠 勝  
護持会長 武藤 清 吉



### 永代供養墓へ納骨後の供養について

寺内に永代供養牌を安置し次の供養を行う。

1. 毎年の春彼岸、お盆、秋彼岸に合同供養
2. 祥月命日供養
3. 年回忌供養

### 一般のお墓(先祖代々のお墓)との違いは

1. お墓参りしなくてもお寺が責任を持って永代にわたって供養と管理をしてくれる。
2. 墓石代がかからない、墓地使用料が割安になるなどで、一般のお墓と比べて料金が安い。
3. 一式料金を一度支払えば、その後管理費、お布施（お塔婆代など）寄付金など一切費用はかかりません。  
※ただし、生前申込みの場合については護持会費を支払うかたちになっています。
4. 過去の宗旨宗派は問われませんし、宗旨宗派にこだわる必要はありません。

### 永代供養墓の納骨はどのようにされるのか

永代供養墓の納骨方法は以下の通りです。

合祀（ごうし）は、最初から遺骨を骨壺から出して1ヵ所にまとめ土に還す。

新仏のみ49日まで納骨室に安置、その後合祀致します。

### 永代供養墓の費用について

永代供養墓の使用料は以下のような構成で一人（一体）の使用料です。

1. 永代供養料（永代にわたって供養してもらう費用）
2. 納骨法要のお布施、永代使用料、永代管理料、納骨料は含んでいる。
3. 生前申込者に対して、護持会費（年会費）3,000円が必要となります。
4. 永代供養墓供養料は、一人（一体）20万円となります。
5. 夫婦2人で同時に申込みなど、複数体申込みの場合40万円となります。
6. 先祖代々全ての永代供養墓の永代供養料は100万円となります。但し、現在使用している墓地より永代供養墓に改葬する場合、別途費用が必要となります。※別途経費（改葬工事費）は工事業者へ直接支払いとなります。